

第 7 部

市町村の被害と活動状況

第 1 章 阿久根市

第 1 節 被害の状況

今回の大雨では、本市においても、22日11時からの1時間雨量が63.5mmを記録したほか、19日13時から23日10時までの連続雨量が7月の雨量の平年値の2倍を超える847mmとなり、市内各地で浸水や土砂崩れ等の甚大な被害が発生した。

なお、被害状況の主なものは、次のとおりである。

1 被害状況

(1) 人的被害 1名（重傷）

(2) 住家被害

ア 全 壊 2棟

イ 半 壊 1棟

ウ 一部破損 7棟

エ 床上浸水 14棟

オ 床下浸水 118棟

(3) 非住家被害

ア 全 壊 2棟

イ 半 壊 なし

ウ 一部破損 4棟

エ 床上浸水 11棟

オ 床下浸水 20棟

(4) その他の被害

がけ崩れ 7箇所

2 断水

(1) 尾崎簡易水道 107戸 (244人)

(2) 牛之浜簡易水道 359戸 (793人)

(3) 脇本簡易水道 4戸 (10人)

(4) 田代簡易水道 85戸 (154人)

(5) 上水道（市営ふれあい住宅） 72戸 (190人)

計 627戸 (1,391人)

3 公共施設等被害額（単位：千円）

(1) 土木関係 1,040,650

(2) 農業関係 53,266

(3) 林務水産関係 675,500

(4) 商工関係 125,400

(5) 教育関係	1, 100
(6) その他	3, 586
計	1, 899, 502

4 雨量

- ・ 連続雨量 847.5mm (19日13時～23日10時)
- ・ 24時間雨量 619.5mm (22日7時～23日7時)
- ・ 時間雨量 63.5mm (22日11時～12時)
- ・ 7月の降水量 1,133mm (平年値 362.9mm)



多くの浸水被害に見舞われた折多地区

第 2 節 災害応急対策

災害応急対策については、特に住家の浸水被害が多かったことから、防疫対策、ごみ・廃棄物等処理のための清掃対策及び道路決壊による送水管の破損等により断水した地区に対する給水対策を急いだ。

1 災害対策本部等の設置状況

災害警戒本部	設置	7月21日	21時30分
災害対策本部（災害警戒本部から切替）	設置	7月22日	8時50分
災害警戒本部（災害対策本部から切替）	設置	7月23日	19時30分
災害警戒本部	解散	7月29日	17時00分

2 避難勧告等の発令状況

防災行政無線及び消防団による広報等により、住民に対し情報伝達を行うとともに、市内各地に避難所を開設した。

(1) 自主避難等の呼びかけ（避難準備勧告）

7月21日	19時33分
7月22日	7時35分
7月22日	11時13分

(2) 避難勧告

地区	世帯数	人数	勧告	解除
筒田一部	3	11	22日11時45分	23日13時00分
大丸一部	63	136	22日11時45分	24日10時00分
	(7)	(16)	22日11時45分	25日12時00分
折口東・永田下	106	288	22日12時00分	23日13時00分
大丸一部	36	78	22日12時30分	23日13時00分
高松川川沿い（大丸，瀧，町，浜，高松）	1, 660	3, 788	22日12時50分	23日13時00分
折口川川沿い（永田下，折口東，陳之尾）	53	144	22日12時50分	23日13時00分
内田川川沿い（内田）	42	113	22日12時50分	23日13時00分
波留一部	400	1, 000	22日16時30分	23日13時00分
永田上	99	272	22日16時40分	23日13時00分
筒田（11時45分を除く。）	65	166	22日16時40分	23日13時00分
合計	2, 527	5, 996		

3 給水対策

道路決壊により送水管設備等が破損した5地区に対し、給水車、ポリタンク等による給水活動を7月22日から8月5日にかけて行った。（断水した地区及び世帯数等については、第1節に記載のとおり）



道路の決壊により破断した送水管（本之牟礼地区）

4 防疫対策

7月24日から8月9日にかけて、浸水被害を受けた133戸に対し、消毒作業を行った。（消石灰20kg×10袋，クレゾール500g×20袋）

5 清掃対策

住家の浸水被害を受けた世帯を中心に、7月24日から27日にかけて、可燃物27トン，不燃物1.72トンが北薩広域行政事務組合環境センターに搬入された。

また、脇本海水浴場には、豪雨の影響により流木やごみが大量に漂着したため、7月29日、約600人が参加しボランティア清掃作業が行われた。



脇本海岸に打ち上げられた漂着物

6 防災ダム管理関係（洪水調節等対策）

高松ダムへの流入量及び下流地点（西田水位局）の水位の状況等により、7月22日19

時35分、23日10時40分に放水ゲートを開扉し洪水調節を行った。

ダムの貯水位は、最大で89.72mをピークに、また、西田水位局も4.03mまで水位が上昇したが、高松川における河川の氾濫はなかった。

7 行政財産目的外使用許可関係

市営住宅入居 1世帯（住家の全壊被害）

8 救護措置

(1) 災害見舞金

阿久根市局地災害見舞金支給要綱の規定に基づき、被害の程度に応じ、次のとおり支給した。（総支給額 26万円）

被害の程度	見舞金の額	件数
全壊	5万円	2件
半壊	2万円	1件
床上浸水	1万円	14件

(2) 市税の減免措置

被災により著しく担税力を喪失した納税者に対し、市税（市民税1件、固定資産税3件）の減免措置を行った。

9 義援金、救援物資等

市内外の団体や企業から寄せられた義援金、救援物資等については、人的被害及び住家浸水被害等を受けた世帯を対象に配分した。

- ・ 義援金総額 （7月26日～9月13日 計11件 690,000円）
- ・ 救援物資等 （7月25日～8月7日 計13件 飲料水、米、日用品ほか）

警戒避難期における主な対応内容

日付	時間	実際に実施した対策	関係課	
7/21	19:33	防災無線による自主避難の呼びかけ	総務課	
	21:30	災害警戒本部設置	〃	
7/22	07:30	市道折口本線（折口ガード下）冠水 通行止め	都市建設課	
	07:35	防災無線による自主避難の呼びかけ	総務課	
	08:50	災害対策本部設置	〃	
	09:30	災害対策本部長が第1配備を指示	〃	
	10:15	災害対策部長会議 被害状況の確認と被害軽減に取り組むよう指示	〃	
	11:19	災害対策本部長が第3配備を指示	〃	
	11:45	筒田区の一部，大丸区の一部に避難勧告発令	〃	
	11:57	市内の県道すべて通行止め	都市建設課	
	12:00	折口東区，永田下区に避難勧告発令	総務課	
	12:30	大丸区の一部に避難勧告発令	〃	
	12:50	高松川，折口川，内田川沿いの地区に避難勧告発令	〃	
	15:50	災害対策部長会議 被害状況の確認，報告	〃	
	16:30	波留区の一部に避難勧告発令	〃	
	16:40	筒田区，永田上区に避難勧告発令	〃	
	19:35	高松ダム放水（洪水調節）	農政課	
	21:00	第2，第3配備を解く	総務課	
	22:40	災害対策部長会議 被害状況の確認，報告及び今後の対応について	〃	
	7/23	00:43	災害対策部長会議 最小限の人員を残し待機解除	〃
		07:30	市道田代中線冠水 通行止め	都市建設課
		07:40	災害対策本部長が第1配備を指示	総務課
08:05		災害対策部長会議 被害状況の確認，報告	〃	
10:40		高松ダム放水（洪水調節）	農政課	
18:23		災害対策部長会議 被害状況の確認，報告，災害対策本部解散について	総務課	
19:30		災害対策本部解散	〃	
7/29	10:00	尾崎地区土砂崩れ危険箇所調査	農政課	
	13:00	市道山下尾崎線通行止め	都市建設課	
	17:00	災害警戒本部解散	総務課	

事態安定期における主な対応内容

日付	実際に実施した対策	関係課
7/22	<p><u>避難住民に対し食料，毛布等の支給（24日まで）</u></p> <p><u>尾崎地区断水（107世帯224人）</u> 給水車，ポリ容器による給水作業（8月5日復旧）</p>	<p>企画調整課 財政課 水道課 "</p>
7/23	<p><u>牛之浜地区断水（359世帯793人）</u> 給水タンクによる給水作業（7月25日復旧）</p> <p><u>脇本地区断水（4世帯10人）</u> ポリ容器による給水（同日復旧）</p> <p><u>市営ふれあい住宅断水（72世帯190人）</u> ポリ容器による給水（同日復旧）</p> <p><u>田代地区断水（85世帯154人）</u> ポリ容器による給水（同日復旧）</p>	<p>" " " "</p>
7/24	<p><u>市営住宅の供与</u> 住家全壊の被災者（1世帯）に対し，地方自治法第238条の4第4項の規定に基づく行政財産目的外使用許可を行う。</p> <p><u>防疫作業</u> 住家浸水の被害を受けた133戸に対し，7月24日から8月9日にかけて消毒作業を実施</p> <p><u>清掃作業</u> 住家浸水の被害を受けた世帯を中心に，7月24日から7月27日までにかけて，可燃物及び不燃物等が北薩広域事務組合環境センターに搬入された。</p>	<p>都市建設課 市民環境課 税務課 生きがい対策課 健康増進課 市民環境課</p>
7/25	<p><u>義援金，救援物資等の配布</u> 人的被害及び住家被害を受けた世帯を対象に配布</p>	<p>生きがい対策課 健康増進課</p>
7/29	<p><u>脇本海水浴場ボランティア清掃作業</u> 豪雨の影響により脇本海水浴場には，流木やごみが大量に漂着したため，29日午前6時過ぎから約600人が参加し，ボランティア清掃作業を実施した。</p>	<p>水産商工観光課 市民環境課</p>

第3節 災害復旧・復興

市では、7月24日から職員による各地区・各施設等の被害状況の調査・確認作業及び復旧作業に着手し、7月31日、8月1, 2, 17, 22日には、国・県への陳情活動も展開してきた。また、市長の専決処分によるほか、9月、12月の市議会定例会においては、それぞれ災害復旧のための補正予算を組み、現在、復旧に向け取り組んでいるところである。

災害復旧工事に関しては、土木関係施設、公園施設、農林業関係施設及び教育関係施設等について、被災後の7月下旬から調査に入り、その後、測量・設計を行い、積算作業を経て10月下旬までに国・県等の現地調査及び査定を終えた。また、9月13日には、激甚災害の指定を受け、復旧事業の進ちよくを期すべく積極的に取り組んでいるところである。

被災者に対する救護措置等に関しては、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給、鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づく県単住家災害見舞金の支給、被災者生活支援金等の支給のほか、阿久根市局地災害見舞金支給要綱に基づく災害見舞金の支給及び市税（市民税、固定資産税）の減免措置を行った。


今災害は、降り始めからの雨量が、本市において昭和46年7月豪雨時に記録した降水量（555mm）をはるかに超える847mmに達するなど市内各地において、住家浸水、土砂崩れ等の甚大な被害をもたらした。特に、床上浸水被害が多かった折多地区の住民が受けた肉体的・精神的なダメージは計り知れないものがあつた。しかしながら、市内外の団体、企業から寄せられた義援金、救援物資等の心温まる援助は、何よりも大きな励ましとなった。

市としては、再びこのような大災害に遭わないためにも、国・県に対し、災害復旧事業の推進を一層強く要請するとともに、今災害を教訓に市防災体制の強化はもちろん、自主防災組織率の向上のための施策を講ずるなど、地域防災力の充実強化を図らなければならない。



復旧工事に入った市道阿久根出水線（写真は災害発生直後）

災害復旧・復興における主な対応内容

日付	実際に実施した対策	関係課
7/24	<u>災害調査員による調査・確認</u>	総務課
7/25	<u>阿久根市局地災害見舞金支給要綱に基づく災害見舞金の支給</u> 7月26日, 31日, 9月1日に追加支給	生きがい対策課
7/31	<u>市長陳情</u> 谷垣財務大臣 (出水市役所)	総務課
8/1	<u>市長陳情</u> 出水農林水産事務所, 出水耕地事務所, 出水土木事務所 (出水合同庁舎)	〃
8/2	<u>市長陳情</u> 県関係部課等 (県庁)	〃
8/4	<u>固定資産税減免措置</u> (2件)	税務課
8/17	<u>助役陳情</u> 参議院災害対策特別委員災害派遣団 (湧水町)	都市建設課 農政課
8/22	<u>市橋副知事視察</u> 災害箇所確認・説明 	総務課 都市建設課 農政課
	写真：担当者から被害状況の説明を受ける市橋副知事 (右) と 高山統括危機管理監 (右から2人目)	税務課
9/8	<u>固定資産税減免措置</u> (1件)	
9/13	<u>激甚災害の指定</u> 適用基準 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項及び第2項	

日付	実際に実施した対策	関係課
9/15	<u>県被災者生活支援金の支給</u> （19件） 支給対象 全壊，半壊，床上浸水の住家被害を受けた世帯	生きがい対策課
10/26	<u>市民税減免措置</u> （1件）	税務課
11/15	<u>県単住家災害見舞金の支給</u> （2件） 適用基準 鹿児島県災害弔慰金等支給要綱	生きがい対策課
11/22	<u>被災者生活再建支援金の支給</u> （1件） 適用基準 被災者生活再建支援法施行令第1条第3号 支給対象 全壊世帯	生きがい対策課